

外国人を受講させる事業者の方へ

建設業労働災害防止協会神奈川支部

日本語の理解力に配慮した技能講習等の実施について

厚生労働省労働局長から令和2年3月31日付基発0330第43号により、「外国人の日本語の理解力に配慮した技能講習の実施について」が発出され、登録教習機関において、技能講習を受講する外国人を雇用する事業者又は外国人受講者の申告等により、外国人受講者の日本語の理解力を把握するとともに、当該外国人受講者の日本語の理解力に応じた配慮を行った上で技能講習を実施すべきであるとされています。

また、同通達の実施要領において、受講する外国人が当該技能講習の内容を理解できるか確認し、受講申請の際、その結果を登録教習機関に対して通知することとされています。

労働安全衛生法で定められております、各種技能講習、安全衛生教育については事業者の義務で受講させるものですが、日本語を理解し、なおかつその内容が理解できていなければ教育義務を果たしたものと認められません。

外国人を当支部が主催する技能講習及び特別教育等に申し込みをさせる場合においては、以下注意事項をご確認と同意の上、通達に基づく別紙をご提出をお願いいたします。

外国人を受講させる際の注意事項

- ・通訳や受講の補佐をする方の同席はできません。
- ・講習中に講師やほかの受講生に漢字の読み方や日本語の意味を質問することはできません。
- ・日本語の理解力について、申告書の内容に該当しないと事務局が判断した場合は、途中退席をお願いすることがあります。この場合、講習代金、テキスト代金等は返金いたしません。
- ・技能講習については、試験があります。試験問題は日本語表記ですが、事前に希望された場合、試験問題の漢字にひらがなのルビが振られた試験問題を提供いたします。なお、合格点に達しない場合、修了証は発行いたしません。また、補講等はいりません。
- ・特別教育等についても、教育終了後に理解度をチェックし、理解できていないと認めた場合は修了証を発行しないこともあります。
- ・受講前に予習のためテキストを購入することができます。（講習日当日にテキストが改訂されている場合は改めて購入する必要があります。）また、一部講習に外国語で記載されたテキストがありますので、必要であれば事務局までお問い合わせください。（建災防ホームページでも紹介しております。）

年 月 日

別紙

受講者氏名

--

- ① 受講者の日本語の理解力について、当てはまるものに○をつけてください。

	技能講習で使われるテキストの内容が日本語のままで分かる
	専門用語を解説する補助教材があれば、日本語の講義でも分かる

- ② 受講者の日本語能力の参考となる資格などを書いてください。

(例えば:「日本語能力試験でN4認定された」など)

--

- ③ 技能講習を受講される方はどちらかに○をつけてください。

漢字にルビがふられた試験問題を (希望する ・ 希望しない)

建災防記載欄	
講習日	会場
講習名	確認印